令和3年10月 定 例 教 育 委 員 会 会 議

会議録

令和3年10月8日開催

会 議 録

開	催	Į.	日	時	令和 3 年 1 0 月 8 日 (金) 午後 2 時 3 0 分 開会 午後 3 時 2 0 分 閉会
場				所	旭川市教育委員会 会議室
		: :	育	長員	教育長 黒蕨 真一, 新縣財 本田 哲嗣, 委 員 滝山 義之 委 員 近藤 美保, 委 員 山崎 與吉
出席者	務	説	明	員	学校教育部長 品田 幸利 社会教育部長 高田 敏和学校教育部次長 石原 伸広 社会教育部次長 岩崎 昌美 適正配置担当課長 熊谷 修 公民館事業課長 片山 勝敏学務課長 矢萩 恵教職員担当課長 佐藤 文泰学校保健課長 中瀬 恭子
	局	事職	務	局員	教育政策課主查 道下 眞紀 教育政策課 宮嶋 健吏
傍		聴		者	0人
公	公開・非公開の別			D別	一部非公開
会	部	660	次	第	1 開会 2 会議録署名委員 3 前回会議録 4 審議事項 ・議案第1号 令和3年度一般会計予算の補正について ・議案第2号 旧旭川市立旭川第2中学校施設利活用基本方針について ・議案第3号 旭川市公民館運営協議会委員の委嘱について ・報告第1号 旭川市教育委員会事務局職員の分限処分(臨時代理)について ・報告第3号 旭川市立・中学校教職員人事の内申(臨時代理)について ・報告第3号 旭川市立小中学校教職員人事の内申(臨時代理)について ・報告第5号 新型コロナウイルス感染症に係る学校教育関連施設の休館期間の延長(臨時代理)について ・報告第5号 新型コロナウイルス感染症に係る社会教育施設等の休館期間の延長(臨時代理)について ・報告第6号 旭川市立学校職員の処分内申(臨時代理)について ・報告事項 (1) 旭川市議会経済文教常任委員会の報告について (2) 旭川市議会令和3年第5回臨時会の報告について (3) 旭川市いじめ防止等対策委員会における調査について その他 7 閉会

	審 議 内 容						
発	言	者	発 言 要 旨				
			《開会》				
教	育	長	ただいまから、令和3年10月定例教育委員会会議を開会いたします。				
			《会議録署名委員》				
教	育	長	本日の会議録署名委員は、本田委員、山崎委員を指名します。				
			《前回会議録》				
教	育	長	会議録ですが、令和3年7月定例教育委員会会議(令和3年7月29日 開催)及び令和3年8月定例教育委員会会議(令和3年8月19日開催) については、既にお手元に配付されておりますが、これらの内容について、 御意見はありますか。				
各 教	委 育	員長	ありません。				
	Ħ	K	年8月定例教育委員会会議の会議録については、承認することで御異議ありませんか。				
各 教	委 育	員長	異議ありません。				
			8月定例教育委員会会議の会議録については、承認することといたします。 なお、令和3年9月定例教育委員会会議(令和3年9月3日開催)の会 議録については、現在調製中でございますので、調製後、承認するという ことでよろしいですか。				
各教	委育	長	「異議なし。」と認め、令和3年9月定例教育委員会会議の会議録については、調製後、承認することといたします。				
			《審議事項》				
教	育	長	それでは、審議事項に入ります。 議案第1号「令和3年度一般会計予算の補正について」、議案第2号「旧旭川市立旭川第2中学校施設利活用基本方針について」、議案第3号「旭川市公民館運営協議会委員の委嘱について」、報告第1号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動(臨時代理)について」、報告第3号「旭川市立小中学校教職員人事の内申(臨時代理)について」、報告第3号「旭川市立学校職員の処分内申(臨時代理)について」及び報告事項(3)「旭川市立学校職員の処分内申(臨時代理)について」及び報告事項(3)「旭川市いじめ防止等対策委員会における調査について」は、その性質上、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により秘密会といたしたいと思いますが、いかがですか。 異議ありません。				
1 教 	育	長	「異議なし。」と認め、議案第1号「令和3年度一般会計予算の補正について」、議案第2号「旧旭川市立旭川第2中学校施設利活用基本方針について」、議案第3号「旭川市公民館運営協議会委員の委嘱について」、報告第1号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分(臨時代理)について」、報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動(臨時代理)につ				

|いて」、報告第3号「旭川市立小中学校教職員人事の内申(臨時代理)に ついて」、報告第6号「旭川市立学校職員の処分内申(臨時代理)につい て」及び報告事項(3)「旭川市いじめ防止等対策委員会における調査に ついて」は、秘密会とし、他の議案等の後に審議することといたします。

報告第4号「新型コロナウイルス感染症に係る学校教育関連施設の休館 期間の延長(臨時代理)について」,報告願います。

学校保健課長

令和3年8月27日から同年9月12日までを期間として発出されてい た新型インフルエンザ特別措置法に基づく緊急事態宣言の期間が、9月30 日まで延長されたことに伴い、本市では、道の要請に基づき市有施設の休 館期間を延長することとしたため, 学校教育関連施設についても同様に, 休館の期間を延長としたところであります。

内容についてですが、延長した休館期間は、9月13日から同月30日 まで、対象施設は、富沢ふれあいの家及び東旭川学校給食センター貸館エ リアとしております。

本対応につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のた め緊急に処理する必要がありましたことから、旭川市教育委員会事務委任 規則第1条第2項の規定により、教育長が臨時に代理したので、同条第3 項の規定により報告するものであります。

なお, 両施設につきましては, 緊急事態宣言の解除に伴い, 10月1日 から利用を再開しておりますが、施設利用者に対し、感染症対策の徹底を 要請するなど、引き続き感染予防に努めてまいります。

教 育

報告第4号「新型コロナウイルス感染症に係る学校教育関連施設の休館 期間の延長(臨時代理)について」、御意見、御質問等はありますか。

各 委 員 ありません。

教 育 長

それでは、報告第4号「新型コロナウイルス感染症に係る学校教育関連 施設の休館期間の延長(臨時代理)について」は、報告のとおり了承する ことで御異議ありませんか。

各 委 員 教 育 長

異議ありません。

「異議なし。」と認め、報告第4号「新型コロナウイルス感染症に係る学 校教育関連施設の休館期間の延長(臨時代理)について」は、報告のとお り了承します。

次に、報告第5号「新型コロナウイルス感染症に係る社会教育施設等の 休館期間の延長(臨時代理)について」、報告願います。

岩崎社会教育部次長

社会教育施設等につきましては、令和3年8月20日から同年9月12 日までを期間として臨時休館していたところですが、本市が9月30日ま でを期間として緊急事態措置における特定措置区域に指定されたことに伴 い. 9月10日に開催された旭川市新型コロナウイルス感染症対策本部会 議において、同期間中は引き続き市有施設を原則休館するとの方針が示さ れました。

これを受けまして、社会教育施設等についても、休館期間を9月30日 まで延長することといたしました。

休館の決定は緊急に処理する必要がありましたことから、旭川市教育委 員会事務委任規則第1条第2項の規定により、教育長が臨時に代理いたし ましたので、同条第3項の規定により御報告いたします。

なお、その後、緊急事態宣言が解除されましたことから、現在は各施設 とも通常どおりの開館に戻っております。

育

報告第5号「新型コロナウイルス感染症に係る社会教育施設等の休館期 間の延長(臨時代理)について」、御意見、御質問等はありますか。

各 委 教 長 育

ありません。

それでは、報告第5号「新型コロナウイルス感染症に係る社会教育施設 等の休館期間の延長(臨時代理)について」は、報告のとおり了承するこ とで御異議ありませんか。

各 委 員

異議ありません。

教 育 長

「異議なし。」と認め、報告第5号「新型コロナウイルス感染症に係る 社会教育施設等の休館期間の延長(臨時代理)について」は、報告のとお り了承します。

《報告事項》

教 育 長

それでは、報告事項に入ります。

報告事項(1)「旭川市議会経済文教常任委員会の報告について」,報告願います。

学校教育部長

令和3年8月25日に開催された経済文教常任委員会において、日本共産党の能登谷委員、民主・市民連合の江川委員から、それぞれ質疑がございました。

能登谷委員からは、いじめの相談体制と関係機関との連携に関わって、 重大事態とされた事案について、遺族から公表された手記に関わる相談経 過の確認、市教委と学校におけるいじめの相談体制と相談実績について、 関係機関や地域との連携、民間の相談室との連携について、いじめ相談体 制の構築について、質疑がございました。

江川委員からは,重大事態とした事案の当該校における生徒及び保護者 との信頼関係の構築について,質疑がございました。

教 育 長

報告事項(1)「旭川市議会経済文教常任委員会の報告について」,御意見,御質問等はありますか。

 各
 委
 員

 教
 育
 長

ありません。

それでは、報告事項(1)「旭川市議会経済文教常任委員会の報告について」は、報告を受けたこととします。

次に、報告事項(2)「旭川市議会令和3年第5回臨時会の報告について」、報告願います。

学校教育部長

所管事項に係る質疑の概要について、御報告申し上げます。

会期は、令和3年9月14日の1日間、学校教育部に係る議案は令和3年度旭川市一般会計補正予算でした。

9月10日に第5回臨時会前の経済文教常任委員会が開催され、サウンディング型市場調査の実施について、民主・市民連合の江川委員、日本共産党の能登谷委員及び無所属の横山委員から、質疑がございました。

江川委員から,廃校活用のサウンディング型市場調査について質疑があり,これまでの廃校施設の活用方法や利活用に当たっての課題などについて答弁しております。

能登谷委員から, サウンディング型市場調査の手法を用いる理由, これまでの検討などについての質疑があり, これまでの検討方法やサウンディング型市場調査の意義などを答弁しております。

横山委員から、東旭川学校給食センターについても調査対象施設となっていることに対し質疑があり、業務委託や指定管理制度の導入を前提とした調査ではないことについて答弁しております。

次に、令和3年度一般会計予算の補正に係り、本会議における質疑が9 月14日に行われ、公明党の室井議員から質疑がございました。

新型コロナウイルスワクチン接種事業に係り、SNS等の誤った情報に対する学校からの情報発信についての質問に対し、児童生徒や保護者へ、正しい理解促進のための情報提供について答弁しております。

社会教育部長

引き続き、社会教育部関係部分を御報告いたします。

9月10日に開催された経済文教常任委員会において報告したサウンディング型市場調査の実施について、民主・市民連合の江川委員、日本共産党の能登谷委員から質疑がございました。

江川委員から, 社会教育施設, 特に科学館, 博物館及び図書館における サウンディング型市場調査の実施について質疑があり、今回行う調査の目 的などを答弁しております。

能登谷委員から、社会教育施設におけるサウンディング型市場調査の手 法について質疑があり、調査において行う民間事業者との意見交換等は、 社会教育部が課題と認識している事項の検討を進めるための一つの手法と 捉えていることなどについて答弁しております。

教 育 長

報告事項(2)「旭川市議会令和3年第5回臨時会の報告について」、御 |意見,御質問等はありますか。

委 員

教 育 長 ありません。

それでは、報告事項(2)「旭川市議会令和3年第5回臨時会の報告に ついて」は、報告を受けたこととします。

《その他》

教 育 長 委

務

員

局

各

事

他に,何かありますか。

ありません。

ありません。

《秘密会》

教 育 長 ここからは、秘密会といたします。

ここで皆さんにお諮りいたします。

議案第3号「旭川市公民館運営協議会委員の委嘱について」、報告第1 号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分(臨時代理)について」,報 告第2号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動(臨時代理)につい て」,報告第3号「旭川市立小中学校教職員人事の内申(臨時代理)につ いて」,報告第6号「旭川市立学校職員の処分内申(臨時代理)について」 及び報告事項(3)「旭川市いじめ防止等対策委員会における調査につい て」ですが、旭川市教育委員会会議規則のとおり、会議録には概要を記載 することといたしたいと思いますが、いかがですか。

各 委 員 教 育

異議ありません。

「異議なし。」と認め、議案第3号「旭川市公民館運営協議会委員の委 嘱について」、報告第1号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分(臨 時代理)について」、報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事 異動 (臨時代理) について」,報告第3号「旭川市立小中学校教職員人事 の内申(臨時代理)について」、報告第6号「旭川市立学校職員の処分内 申(臨時代理)について」及び報告事項(3)「旭川市いじめ防止等対策 委員会における調査について」は、会議録には概要を記載することといた します。

学校教育部次長

議案第1号「令和3年度一般会計予算の補正について」,説明願います。 本件につきましては、令和3年度教育予算に係る旭川市一般会計補正予 算について、令和3年10月7日から開会しております旭川市議会令和3 年第3回定例会に追加議案を提出するよう市長に意見を申し出るものでご

ざいます。

まず、いじめ問題対策推進費についてでありますが、いじめ防止対策推 進法に規定される重大事態の調査に関わり、委員を3名追加したことによ る報酬及び調査委員会音声データ反訳業務の委託料を補正しようとするも ので、補正額は173万2千円となっております。

次に、新規事業の学校感染症対策・教育活動費(小学校)補正額665 万円、学校感染症対策・教育活動費(中学校)補正額330万円につきま しては、新型コロナウイルス感染症対策のために必要な消毒用品、保健衛 生用品等の購入費用を補正しようとするもので、学校保健特別対策事業費補助金を活用するとともに、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生 臨時交付金を財源として充当する予定です。

次に、修学旅行等関連費(小学校)補正額700万9千円、修学旅行等関連費(中学校)補正額1,060万7千円につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、修学旅行等が延期又は中止となった場合に発生したキャンセル料を支援し、保護者等の経済的負担を軽減するもので、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源として充当する予定です。

小学校の修学旅行につきましては、8月24日から10月1日までに予定していた33校、中学校につきましては、8月20日から10月1日までに予定していた7校が延期を決定し、企画料相当額のキャンセル料が発生しているため、これを支援するものです。

教 育 县

議案第1号「令和3年度一般会計予算の補正について」,御意見,御質問等はありますか。

山 崎 委 員 学校教育部長

中学校の方が金額が大きいのは遠距離の旅行となるからですか。

遠距離ということもありますし、日数の違いもあるかと思います。

中学校はあと3校残っておりまして、いずれも今月出発する予定となっております。小学校につきましては、残り20校となっております。

今月中には全校終わるのですか。

学校教育部次長

来月実施予定の学校もございます。

字校教育部次長教 育 長

山崎委

現在の状況であれば、十分な感染対策の下で可能と思っておりますが、 状況が悪化すれば、今後もこのような予算措置も含めて対応していく必要 があるかと思います。

本 田 委 貞

順調に実施できることを願っております。また、学校祭や春に行われなかった運動会等の行事では、学校のカリキュラムの調整に苦労されたかと思いますが、頑張っていただけたらと思います。

教 育 長 各 委 員

育

教

他に御意見,御質問等はありますか。

委員 ありません。

それでは、議案第1号「令和3年度一般会計予算の補正について」は、 原案どおり決定することで御異議ありませんか。

各委員教育長

異議ありません。

「異議なし。」と認め、議案第1号「令和3年度一般会計予算の補正について」は、原案どおり決定します。

次に,議案第2号「旧旭川市立旭川第2中学校施設利活用基本方針について」,説明願います。

適正配置担当課長

令和2年3月末で閉校となりました旧旭川市立旭川第2中学校の土地及び校舎等の利活用につきましては、これまで庁内での利活用を検討してまいりましたが、利活用の意向がなかったことから、現在、廃校校舎等の有効活用のため、事業者からの事業提案を広く募集しているところであります。今後、具体的な公募を実施するに当たり、当該廃校校舎の利活用における教育委員会としての基本的な考え方として、旧旭川市立旭川第2中学校施設利活用基本方針を定めようとするものです。

この基本方針においては、学校が地域の教育・文化・生活の中核的な公共施設であったことを踏まえ、教育活動のほか、地域振興に資する事業活動により利活用を図ることを目的とし、教育活動のための利活用とすること、地域振興に資する事業活動のための利活用とすること、そのほか公共性の高い事業活動のための利活用とすること、災害時の避難場所としての指定を維持し、地域住民の安全確保のための利活用とすること、貸付けによる利活用とし、地域のシンボル的施設として適切な維持管理を図ることを基本方針としております。

今後の流れとしましては、この基本方針を基に教育委員会で公募要項案

を作成し、地域の関係者を委員に含めた利活用候補者選定委員会において 協議した上で、12月から一か月程度の期間で公募を実施します。その後、 同選定委員会において利活用者候補者の決定後、令和4年4月1日を目途 に賃貸借契約を締結する予定としております。

教 育 長

議案第2号「旧旭川市立旭川第2中学校施設利活用基本方針について」, 御意見,御質問等はありますか。

滝 山 委 員 適正配置担当課長 これまでの廃校はどのように利活用されていますか。

近年は、平成27年に閉校になった聖園中学校は、道立高等支援学校に 活用されているほか、平成28年に閉校になった聖和小学校は、平成30 年度に農政部に所管換えし、土地改良区として活用されています。また、 平成19年度に閉校になった旭川第1中学校は、平成30年度に売却し、 現在は京都の食品製造業者の工場として活用されているものが主なものと なっております。それ以前については、社会福祉法人等の障害者福祉サー ビス事業所などに活用がされているところです。

近藤委員

公募を実施し,この方針に沿った事業者が借りることになった場合でも, 避難所として開放していただくという条件なのですか。

適正配置担当課長

教育委員会の公募条件としては,これまでも避難所として指定されてい ますので、それを継続していただくことになります。

本 田 委 員

この基本方針を見ると、学校施設の利活用には条件がいくつかあること が分かりました。これまで、この条件に当てはまらない事業者から問合せ があったのですか。

適正配置担当課長

ホームページで広く募集している中で、民間事業者の方から様々な事業 の提案を受けます。営利目的の事業の提案が複数ありまして、廃校施設は 大半が市街化調整区域など厳しい用途制限がかかっていることから、我々 と民間事業者が求めている条件の乖離が生じているところです。

本 田 委 員

老朽化が進むと更に利用しづらくなることと、先ほどの利活用の条件も あることから、苦慮するところかと思いますが、是非活用していただけた らと思います。

教 育 長

施設を有効活用することで、地域の活性化や雇用にもつながるなど様々 な効果がありますので、積極的に取り組まなくてはならないと思っており ます。

他に, 御意見, 御質問等はありますか。

各 委

教

ありません。 員

教 それでは、議案第2号「旧旭川市立旭川第2中学校施設利活用基本方針 育 について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。

各 委 員 育

異議ありません。

「異議なし。」と認め、議案第2号「旧旭川市立旭川第2中学校施設利 活用基本方針について」は、原案どおり決定します。

<議案第3号「旭川市公民館運営協議会委員の委嘱について」>

令和3年11月1日から令和5年10月31日までを任期とする旭川市 公民館運営協議会委員を委嘱することについて説明があり、審議の結果、 原案どおりこれを決定した。

<報告第1号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分(臨時代理)につ いて」>

令和3年9月1日付けの旭川市教育委員会事務局職員の分限処分につい て,教育長が臨時に代理した旨を報告し,報告のとおり了承した。

<報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動(臨時代理)に ついて」>

令和3年8月18日から同年9月4日付けまでの旭川市教育委員会事務

- 7 -

局職員等の人事異動について,教育長が臨時に代理した旨を報告し,報告のとおり了承した。

< 報告第3号「旭川市立小中学校教職員人事の内申(臨時代理)について」> 令和3年8月20日から同年9月16日付けまでの北海道教育委員会に対し行った旭川市立小中学校教職員人事の内申について,教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。

<報告第6号「旭川市立学校職員の処分内申(臨時代理)について」> 令和3年10月4日付けで北海道教育委員会に対し内申した旭川市立学 校職員の処分内申について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告の とおり了承した。

<報告事項(3)「旭川市いじめ防止等対策委員会における調査について」> 重大事態とした事案に関わり,旭川市いじめ防止等対策委員会の進捗状況等について,報告を受けた。

《その他》

教 育 長

他に,何かありますか。

各 委 員 ありません。

ありません。

事 務 局 教 育 長

それでは,以上で令和3年10月定例教育委員会会議を終了いたします。

《 閉 会 》